

東景観審第2号

令和7年3月5日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市景観審議会

会長 丸 山 俊 明

東近江市屋外広告物条例施行規則の一部改正につき、意見を求めることについて（答申）

令和7年2月10日付け、東都計第2298号で諮問された景観重要建造物の指定に代わる景観表彰の実施につき、意見を求めることについては、東近江市風景づくり条例（平成22年条例第26号）第28条第2項の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認めましたことを答申します。